

平成 29 年度保育所等整備交付金交付要綱との比較表

平成 30 年度要綱	平成 29 年度要綱
<p style="text-align: center;">保育所等整備交付金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 保育所等整備交付金（以下「交付金」という。）については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年 <sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub> 令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>2～7 （略）</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>8 この交付金は、市町村に対し、整備計画、設置計画又は防犯計画（以下「整備計画等」という。）に記載された施設整備事業に要する経費に充てるために交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。</p> <p>ただし、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 6 の (1) の事業（保育所等）</p> <p>ア 「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が 1.0 未満の市町村又は財政力指数が 1.0 以上であって、<u>整備を行う年度の 4 月 1 日現在の待機児童数が 10 人以上、かつ当該年度の保育拡大量が 90 人以上の市町村に限る。</u>）が策定する整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）であって、原則として、施設整備を行う保育所等が所在する保育提供区域において<u>整備を行う年度の 4 月 1 日現在の利用定員数を超える申込児童数が見込まれている年齢区分（「0 歳児」、「1, 2 歳児」及び「3 歳以上児」の 3 区分。以下同じ。）</u>の利用定員総数が増加する施設整備事業</p> <p>(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 2-1 で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。</p> <p>(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1-9 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 2-2 で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。</p> <p>(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか</p>	<p style="text-align: center;"><u>平成 29 年度保育所等整備交付金（平成 29 年度補正予算分）交付要綱</u></p> <p>(通則)</p> <p>1 <u>平成 29 年度</u>保育所等整備交付金（<u>平成 29 年度補正予算分</u>）（以下「交付金」という。）については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年 <sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub> 令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>2～7 （略）</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>8 この交付金は、市町村に対し、整備計画、設置計画又は防犯計画（以下「整備計画等」という。）に記載された施設整備事業に要する経費に充てるために交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。</p> <p>ただし、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 6 の (1) の事業（保育所等）</p> <p>ア 「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が 1.0 未満の市町村又は財政力指数が 1.0 以上であって、<u>平成 30 年 4 月 1 日現在の待機児童数（見込）が 10 人以上、かつ平成 30 年度の保育拡大量（見込）が 90 人以上の市町村に限る。</u>）が策定する整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）であって、原則として、施設整備を行う保育所等が所在する保育提供区域において<u>平成 30 年 4 月 1 日現在の利用定員数を超える申込児童数が見込まれている年齢区分（「0 歳児」、「1, 2 歳児」及び「3 歳以上児」の 3 区分。以下同じ。）</u>の利用定員総数が増加する施設整備事業</p> <p>(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 2-1 で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。</p> <p>(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1-9 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。</p> <p>(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2、別表 2-2 で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。</p> <p>(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1、別表 1-2 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか</p>

少ない方の額の合計に別表 1-9 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。  
(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(2) (略)

(3) 6の(3)の事業(小規模保育事業所)

ア 「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村(財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度の4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。)が策定する整備計画に基づく施設整備事業(創設、増築、増改築に限る。)であって、原則として、施設整備を行う小規模保育事業所が所在する保育提供区域において整備を行う年度の4月1日現在の利用定員数を超える申込児童数が見込まれている年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5、別表2-8で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

イ ア以外の場合

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5、別表1-6、別表2-9で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5、別表1-6で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(4) ~ (5) (略)

(国の財政上の特別措置)

9 次の表に掲げる施設整備事業に係る交付金の交付額の算定にあつては、次により算定するものとする。ただし、対象となる「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」が豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合、8の(1)(2)(3)、9の(2)(3)(4)の算定にあつては、算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

(1) ~ (3) (略)

少ない方の額の合計に別表 1-9 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。  
(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(2) (略)

(3) 6の(3)の事業(小規模保育事業所)

ア 「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村(財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であつて、平成30年4月1日現在の待機児童数(見込)が10人以上、かつ平成30年度の保育拡大量(見込)が90人以上の市町村に限る。)が策定する整備計画に基づく施設整備事業(創設、増築、増改築に限る。)であつて、原則として、施設整備を行う小規模保育事業所が所在する保育提供区域において平成30年4月1日現在の利用定員数を超える申込児童数が見込まれている年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5、別表2-8で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

イ ア以外の場合

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5、別表1-6、別表2-9で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5、別表1-6で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(4) ~ (5) (略)

(国の財政上の特別措置)

9 次の表に掲げる施設整備事業に係る交付金の交付額の算定にあつては、次により算定するものとする。ただし、対象となる「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」が豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合、8の(1)(2)(3)、9の(2)(3)(4)の算定にあつては、算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

(1) ~ (3) (略)

(4) 次の表の⑤に掲げる「保育所等」及び「小規模保育事業所」の施設整備事業  
 8の(1)(3)、9の(1)(2)(3)に基づいて算定し、「交付基準額表」中、「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合」に基づき、交付基礎額を算出するものとする。

①	沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合
②	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合
③	山村振興法(昭和40年法律第64条)第8条第1項に規定する山村振興計画に基づく事業として行う場合(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。(創設を除く。))
④	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設
⑤	平成28年4月7日雇児発第0407第2号「「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づき、参加する自治体が当該事業を行う場合

10~14 (略)

(状況報告)

15 市町村は、交付金の対象となった施設整備事業、防音壁整備事業及び防犯対策強化整備事業に係る工事に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により12月末日現在の状況を翌月15日までに、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して地方厚生(支)局長に報告しなければならない。

(実績報告)

16 この交付金の実績報告は、次により行うものとする。

(1) 東京都以外

ア 市町村の長は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、道府県知事が定める日までに道府県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、当該市町村の属する道府県の知事を経由して、別紙6の様式による報告書を地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

イ 道府県知事は、別紙2の事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後適正と認めるときは、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(11の(2)(5)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

(2) 東京都

ア 市町村の長は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、都知事が定める日までに都知事に提出するものとする。

(4) 次の表の⑤に掲げる「保育所等」及び「小規模保育事業所」の施設整備事業  
 8の(1)(3)、9の(1)(2)(3)に基づいて算定し、「交付基準額表」中、「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合」に基づき、交付基礎額を算出するものとする。

①	沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合
②	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合
③	山村振興法(昭和40年法律第64条)第8条第1項に規定する山村振興計画に基づく事業として行う場合(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。(創設を除く。))
④	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設
⑤	平成28年4月7日雇児発第0407第2号「「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づき、参加する自治体が当該事業を行う場合

10~14 (略)

(状況報告)

15 市町村は、交付金の対象となった施設整備事業、防音壁整備事業及び防犯対策強化整備事業に係る工事に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により平成30年※月※日現在の状況を平成30年※月※日までに、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して地方厚生(支)局長に報告しなければならない。

(実績報告)

16 この交付金の実績報告は、次により行うものとする。

(1) 東京都以外

ア 市町村の長は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、道府県知事が定める日までに道府県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、当該市町村の属する道府県の知事を経由して、別紙6の様式による報告書を地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

イ 道府県知事は、別紙2の事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後適正と認めるときは、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(11の(2)(5)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日)又は平成30年4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

(2) 東京都

ア 市町村の長は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、都知事が定める日までに都知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、都知事を経由して、別紙6の様式による報告書を関東信越厚生局長に提出して行わなければならない。

イ 都知事は、別紙2の事業実績報告書を受理したときは、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(11の(2)(5)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、関東信越厚生局長に提出して行わなければならない。

17~18 (略)

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、都知事を経由して、別紙6の様式による報告書を関東信越厚生局長に提出して行わなければならない。

イ 都知事は、別紙2の事業実績報告書を受理したときは、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(11の(2)(5)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は平成30年4月10日のいずれか早い日までに、関東信越厚生局長に提出して行わなければならない。

17~18 (略)

別表1-1 ~ 1-6 (略)

別表1-7

算定基準  
(防音壁整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
防音壁整備	本体工事費	防音壁の整備に係る工事費については、1施設当たり基準額を3,328,000円(1/2相当)とする。	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)、工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)	別表1-9のとおり

別表1-1 ~ 1-6 (略)

別表1-7

算定基準  
(防音壁整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
防音壁整備	本体工事費	防音壁の整備に係る工事費については、1施設当たり基準額を3,222,000円(1/2相当)とする。	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)、工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)	別表1-9のとおり

別表1-8 ~ 1-9 (略)

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表

■本体外工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	67,400	74,200
定員21~30名	70,700	77,800
定員31~40名	82,300	90,400
定員41~70名	93,600	103,100
定員71~100名	121,700	133,900
定員101~130名	146,400	161,100
定員131~160名	169,500	186,500
定員161~190名	192,500	211,800
定員191~220名	213,900	235,400
定員221~250名	237,000	260,800
定員251名以上	263,400	289,800
特殊附帯工事	10,220	
設計料加算	本体外工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	35	
定員21~30名	27	
定員31~40名	22	
定員41~70名	19	
定員71~100名	15	
定員101~130名	13	
定員131~160名	12	
定員161名以上	11	
土地借料加算	15,200	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,160	2,390

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体外工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表1-8 ~ 1-9 (略)

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表

■本体外工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	65,300	71,900
定員21~30名	68,500	75,400
定員31~40名	79,700	87,600
定員41~70名	90,700	99,900
定員71~100名	117,900	129,700
定員101~130名	141,800	156,000
定員131~160名	164,100	180,600
定員161~190名	186,400	205,100
定員191~220名	207,100	227,900
定員221~250名	229,500	252,500
定員251名以上	255,000	280,600
特殊附帯工事	9,900	
設計料加算	本体外工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	34	
定員21~30名	27	
定員31~40名	22	
定員41~70名	19	
定員71~100名	15	
定員101~130名	13	
定員131~160名	12	
定員161名以上	11	
土地借料加算	14,800	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,100	2,320

- ※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体外工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※7 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費		基準額(1施設当たり)		単位:千円
	標準	都市部		
定員20名以下	89,000	98,000		
定員21～30名	93,300	102,700		
定員31～40名	108,500	119,400		
定員41～70名	123,700	136,100		
定員71～100名	160,700	176,800		
定員101～130名	193,300	212,600		
定員131～160名	223,700	246,100		
定員161～190名	254,200	279,700		
定員191～220名	282,500	310,700		
定員221～250名	312,800	344,200		
定員251名以上	347,700	382,400		
特殊附帯工事	13,400			
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)			
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算			
定員20名以下	35			
定員21～30名	27			
定員31～40名	22			
定員41～70名	19			
定員71～100名	15			
定員101～130名	13			
定員131～160名	12			
定員161名以上	11			
土地借料加算	20,200			
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部		
	2,830	3,150		

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費		基準額(1施設当たり)		単位:千円
	標準	都市部		
定員20名以下	86,200	94,900		
定員21～30名	90,400	99,500		
定員31～40名	105,100	115,600		
定員41～70名	119,800	131,800		
定員71～100名	155,600	171,200		
定員101～130名	187,200	205,900		
定員131～160名	216,600	238,300		
定員161～190名	246,100	270,800		
定員191～220名	273,500	300,800		
定員221～250名	302,900	333,300		
定員251名以上	336,600	370,200		
特殊附帯工事	12,980			
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)			
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算			
定員20名以下	34			
定員21～30名	27			
定員31～40名	22			
定員41～70名	19			
定員71～100名	15			
定員101～130名	13			
定員131～160名	12			
定員161名以上	11			
土地借料加算	19,600			
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部		
	2,740	3,050		

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表  
(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	67,400	74,200
定員21～30名	70,700	77,800
定員31～40名	82,300	90,400
定員41～70名	93,600	103,100
定員71～100名	121,700	133,900
定員101～130名	146,400	161,100
定員131～160名	169,500	186,500
定員161～190名	192,500	211,800
定員191～220名	213,900	235,400
定員221～250名	237,000	260,800
定員251名以上	263,400	289,800
特殊附帯工事	10,220	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	35	
定員21～30名	27	
定員31～40名	22	
定員41～70名	19	
定員71～100名	15	
定員101～130名	13	
定員131～160名	12	
定員161名以上	11	
土地借料加算	30,000	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	9,570	10,530

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表  
(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	65,300	71,900
定員21～30名	68,500	75,400
定員31～40名	79,700	87,600
定員41～70名	90,700	99,900
定員71～100名	117,900	129,700
定員101～130名	141,800	156,000
定員131～160名	164,100	180,600
定員161～190名	186,400	205,100
定員191～220名	207,100	227,900
定員221～250名	229,500	252,500
定員251名以上	255,000	280,600
特殊附帯工事	9,900	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	34	
定員21～30名	27	
定員31～40名	22	
定員41～70名	19	
定員71～100名	15	
定員101～130名	13	
定員131～160名	12	
定員161名以上	11	
土地借料加算	29,100	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額。(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	9,270	10,200

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。



別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	89,000	98,000
定員21～30名	93,300	102,700
定員31～40名	108,500	119,400
定員41～70名	123,700	136,100
定員71～100名	160,700	176,800
定員101～130名	193,300	212,600
定員131～160名	223,700	246,100
定員161～190名	254,200	279,700
定員191～220名	282,500	310,700
定員221～250名	312,800	344,200
定員251名以上	347,700	382,400
特殊附帯工事	13,400	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	35	
定員21～30名	27	
定員31～40名	22	
定員41～70名	19	
定員71～100名	15	
定員101～130名	13	
定員131～160名	12	
定員161名以上	11	
土地借料加算	39,600	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	12,470	13,850

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	86,200	94,900
定員21～30名	90,400	99,500
定員31～40名	105,100	115,600
定員41～70名	119,800	131,800
定員71～100名	155,600	171,200
定員101～130名	187,200	205,900
定員131～160名	216,600	238,300
定員161～190名	246,100	270,800
定員191～220名	273,500	300,800
定員221～250名	302,900	333,300
定員251名以上	336,600	370,200
特殊附帯工事	12,980	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	34	
定員21～30名	27	
定員31～40名	22	
定員41～70名	19	
定員71～100名	15	
定員101～130名	13	
定員131～160名	12	
定員161名以上	11	
土地借料加算	38,400	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	12,080	13,410

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

## 交付基準額表

## ■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,349	1,485	1,780	1,959
定員21～30名	1,530	1,683	2,020	2,223
定員31～40名	2,041	2,244	2,695	2,964
定員41～70名	2,568	2,825	3,390	3,728
定員71～100名	3,621	3,984	4,781	5,259
定員101～130名	4,346	4,782	5,737	6,312
定員131～160名	5,433	5,977	7,172	7,890
定員161～190名	6,521	7,173	8,607	9,469
定員191～220名	7,608	8,368	10,041	11,045
定員221～250名	8,694	9,565	11,477	12,624
定員251名以上	9,782	10,760	12,912	14,202

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

## ■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,403	2,645	3,172	3,489
定員21～30名	2,933	3,227	3,872	4,260
定員31～40名	3,556	3,911	4,694	5,163
定員41～70名	4,939	5,433	6,521	7,172
定員71～100名	7,410	8,151	9,781	10,759
定員101～130名	8,893	9,782	11,737	12,912
定員131～160名	11,116	12,227	14,673	16,141
定員161～190名	12,154	13,369	16,042	17,647
定員191～220名	14,179	15,598	18,717	20,589
定員221～250名	16,205	17,826	21,391	23,529
定員251名以上	18,231	20,054	24,064	26,471

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

## 交付基準額表

## ■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,306	1,438	1,724	1,897
定員21～30名	1,482	1,630	1,956	2,152
定員31～40名	1,976	2,173	2,609	2,870
定員41～70名	2,486	2,735	3,282	3,609
定員71～100名	3,506	3,857	4,629	5,091
定員101～130名	4,208	4,630	5,554	6,111
定員131～160名	5,260	5,787	6,943	7,638
定員161～190名	6,313	6,944	8,333	9,167
定員191～220名	7,365	8,101	9,721	10,693
定員221～250名	8,417	9,260	11,111	12,221
定員251名以上	9,470	10,417	12,500	13,749

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

## ■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,327	2,561	3,071	3,378
定員21～30名	2,840	3,124	3,749	4,124
定員31～40名	3,443	3,787	4,545	4,999
定員41～70名	4,782	5,260	6,313	6,943
定員71～100名	7,174	7,891	9,469	10,416
定員101～130名	8,609	9,470	11,363	12,500
定員131～160名	10,761	11,837	14,205	15,626
定員161～190名	11,766	12,942	15,530	17,084
定員191～220名	13,727	15,100	18,120	19,932
定員221～250名	15,688	17,257	20,708	22,778
定員251名以上	17,649	19,414	23,296	25,626

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

## 交付基準額表

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	50,500	55,600
定員21～30名	53,000	58,300
定員31～40名	61,500	67,800
定員41～70名	70,300	77,300
定員71～100名	91,300	100,400
定員101～130名	109,800	120,700
定員131～160名	127,100	139,700
定員161～190名	144,400	158,800
定員191～220名	160,400	176,500
定員221～250名	177,700	195,600
定員251名以上	197,600	217,200
特殊附帯工事	7,600	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	26	
定員21～30名	19	
定員31～40名	16	
定員41～70名	14	
定員71～100名	11	
定員101～130名	9	
定員131～160名	9	
定員161名以上	8	
土地借料加算	11,400	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	1,630	1,840

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

## 交付基準額表

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	48,900	53,900
定員21～30名	51,400	56,500
定員31～40名	59,600	65,700
定員41～70名	68,100	74,900
定員71～100名	88,400	97,200
定員101～130名	106,300	116,900
定員131～160名	123,100	135,300
定員161～190名	139,800	153,800
定員191～220名	155,300	170,900
定員221～250名	172,100	189,400
定員251名以上	191,300	210,300
特殊附帯工事	7,360	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	26	
定員21～30名	19	
定員31～40名	16	
定員41～70名	14	
定員71～100名	11	
定員101～130名	9	
定員131～160名	9	
定員161名以上	8	
土地借料加算	11,100	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	1,580	1,790

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本體工事費		基準額(1施設当たり)		単位:千円
		標準	都市部	
定員20名以下		66,800	73,500	
定員21～30名		70,000	77,000	
定員31～40名		81,400	89,400	
定員41～70名		92,700	102,100	
定員71～100名		120,500	132,600	
定員101～130名		144,900	159,400	
定員131～160名		167,700	184,500	
定員161～190名		190,700	209,600	
定員191～220名		211,900	233,000	
定員221～250名		234,500	258,100	
定員251名以上		260,800	286,800	
特殊附帯工事		9,990		
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)			
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算			
定員20名以下		26		
定員21～30名		19		
定員31～40名		16		
定員41～70名		14		
定員71～100名		11		
定員101～130名		9		
定員131～160名		9		
定員161名以上		8		
土地借料加算		15,000		
地域の余裕スペース活用促進加算		標準	都市部	
		2,160	2,390	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本體工事費		基準額(1施設当たり)		単位:千円
		標準	都市部	
定員20名以下		64,700	71,200	
定員21～30名		67,800	74,600	
定員31～40名		78,800	86,600	
定員41～70名		89,800	98,900	
定員71～100名		116,700	128,400	
定員101～130名		140,300	154,400	
定員131～160名		162,400	178,700	
定員161～190名		184,700	203,000	
定員191～220名		205,200	225,600	
定員221～250名		227,100	249,900	
定員251名以上		252,500	277,700	
特殊附帯工事		9,680		
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)			
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算			
定員20名以下		26		
定員21～30名		19		
定員31～40名		16		
定員41～70名		14		
定員71～100名		11		
定員101～130名		9		
定員131～160名		9		
定員161名以上		8		
土地借料加算		14,600		
地域の余裕スペース活用促進加算		標準	都市部	
		2,100	2,320	

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 平成28年度に交付決定した事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表  
(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費		基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部	
定員20名以下	50,500	55,600	
定員21～30名	53,000	58,300	
定員31～40名	61,500	67,800	
定員41～70名	70,300	77,300	
定員71～100名	91,300	100,400	
定員101～130名	109,800	120,700	
定員131～160名	127,100	139,700	
定員161～190名	144,400	158,800	
定員191～220名	160,400	176,500	
定員221～250名	177,700	195,600	
定員251名以上	197,600	217,200	
特殊附帯工事	7,600		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
定員20名以下	26		
定員21～30名	19		
定員31～40名	16		
定員41～70名	14		
定員71～100名	11		
定員101～130名	9		
定員131～160名	9		
定員161名以上	8		
土地借料加算	22,500		
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)		
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部	
	7,170	7,890	

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)
- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表  
(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費		基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部	
定員20名以下	48,900	53,900	
定員21～30名	51,400	56,500	
定員31～40名	59,600	65,700	
定員41～70名	68,100	74,900	
定員71～100名	88,400	97,200	
定員101～130名	106,300	116,900	
定員131～160名	123,100	135,300	
定員161～190名	139,800	153,800	
定員191～220名	155,300	170,900	
定員221～250名	172,100	189,400	
定員251名以上	191,300	210,300	
特殊附帯工事	7,360		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
定員20名以下	26		
定員21～30名	19		
定員31～40名	16		
定員41～70名	14		
定員71～100名	11		
定員101～130名	9		
定員131～160名	9		
定員161名以上	8		
土地借料加算	21,800		
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)		
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部	
	6,950	7,640	

- ※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)
- ※7 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	66,800	73,500
定員21～30名	70,000	77,000
定員31～40名	81,400	89,400
定員41～70名	92,700	102,100
定員71～100名	120,500	132,600
定員101～130名	144,900	159,400
定員131～160名	167,700	184,500
定員161～190名	190,700	209,600
定員191～220名	211,900	233,000
定員221～250名	234,500	258,100
定員251名以上	260,800	286,800
特殊附帯工事	9,990	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	26	
定員21～30名	19	
定員31～40名	16	
定員41～70名	14	
定員71～100名	11	
定員101～130名	9	
定員131～160名	9	
定員161名以上	8	
土地借料加算	29,600	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	9,570	10,210

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	64,700	71,200
定員21～30名	67,800	74,600
定員31～40名	78,800	86,600
定員41～70名	89,800	98,900
定員71～100名	116,700	128,400
定員101～130名	140,300	154,400
定員131～160名	162,400	178,700
定員161～190名	184,700	203,000
定員191～220名	205,200	225,600
定員221～250名	227,100	249,900
定員251名以上	252,500	277,700
特殊附帯工事	9,680	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	26	
定員21～30名	19	
定員31～40名	16	
定員41～70名	14	
定員71～100名	11	
定員101～130名	9	
定員131～160名	9	
定員161名以上	8	
土地借料加算	28,700	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	9,270	9,890

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

## 交付基準額表

## ■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,012	1,113	1,335	1,469
定員21～30名	1,147	1,263	1,515	1,667
定員31～40名	1,530	1,683	2,020	2,223
定員41～70名	1,925	2,119	2,542	2,797
定員71～100名	2,716	2,987	3,586	3,943
定員101～130名	3,260	3,586	4,302	4,733
定員131～160名	4,075	4,483	5,379	5,918
定員161～190名	4,890	5,380	6,456	7,101
定員191～220名	5,705	6,276	7,530	8,285
定員221～250名	6,521	7,173	8,607	9,469
定員251名以上	7,336	8,070	9,684	10,653

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

## ■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,802	1,983	2,378	2,617
定員21～30名	2,201	2,420	2,904	3,195
定員31～40名	2,667	2,933	3,520	3,872
定員41～70名	3,704	4,075	4,890	5,379
定員71～100名	5,557	6,113	7,335	8,069
定員101～130名	6,669	7,336	8,803	9,684
定員131～160名	8,337	9,172	11,005	12,105
定員161～190名	9,115	10,027	12,031	13,235
定員191～220名	10,634	11,698	14,038	15,440
定員221～250名	12,154	13,369	16,043	17,647
定員251名以上	13,673	15,040	18,048	19,854

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

## 交付基準額表

## ■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	980	1,078	1,293	1,423
定員21～30名	1,111	1,223	1,467	1,614
定員31～40名	1,482	1,630	1,956	2,152
定員41～70名	1,864	2,052	2,461	2,708
定員71～100名	2,630	2,892	3,472	3,818
定員101～130名	3,156	3,472	4,165	4,582
定員131～160名	3,945	4,340	5,208	5,729
定員161～190名	4,734	5,209	6,250	6,875
定員191～220名	5,523	6,076	7,290	8,021
定員221～250名	6,313	6,944	8,333	9,167
定員251名以上	7,102	7,813	9,375	10,313

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

## ■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,745	1,920	2,303	2,534
定員21～30名	2,131	2,343	2,812	3,093
定員31～40名	2,582	2,840	3,408	3,749
定員41～70名	3,586	3,945	4,734	5,208
定員71～100名	5,380	5,918	7,101	7,812
定員101～130名	6,456	7,102	8,522	9,375
定員131～160名	8,071	8,879	10,654	11,719
定員161～190名	8,824	9,707	11,647	12,813
定員191～220名	10,295	11,325	13,590	14,947
定員221～250名	11,766	12,942	15,531	17,084
定員251名以上	13,237	14,560	17,472	19,220

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-3 [9の表の①に基づく保育所等施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

## ■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	75,800	83,500
定員21～30名	79,500	87,500
定員31～40名	92,500	101,800
定員41～70名	105,400	116,000
定員71～100名	137,000	150,600
定員101～130名	164,600	181,200
定員131～160名	190,700	209,800
定員161～190名	216,700	238,300
定員191～220名	240,800	264,800
定員221～250名	266,700	293,300
定員251名以上	296,400	326,000
特殊附帯工事	11,380	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	39	
定員21～30名	30	
定員31～40名	26	
定員41～70名	22	
定員71～100名	18	
定員101～130名	14	
定員131～160名	13	
定員161名以上	13	
土地借料加算	17,200	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,490	2,720

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-3 [9の表の①に基づく保育所等施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

## ■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	73,400	80,900
定員21～30名	77,000	84,800
定員31～40名	89,600	98,600
定員41～70名	102,100	112,300
定員71～100名	132,700	145,800
定員101～130名	159,400	175,500
定員131～160名	184,700	203,100
定員161～190名	209,800	230,700
定員191～220名	233,200	256,400
定員221～250名	258,200	284,000
定員251名以上	287,000	315,600
特殊附帯工事	11,020	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	38	
定員21～30名	30	
定員31～40名	26	
定員41～70名	22	
定員71～100名	18	
定員101～130名	14	
定員131～160名	13	
定員161名以上	13	
土地借料加算	16,700	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,420	2,640

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。



別表2-3 [9の表の①に基づく保育所等施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表  
(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	75,800	83,500
定員21～30名	79,500	87,500
定員31～40名	92,500	101,800
定員41～70名	105,400	116,000
定員71～100名	137,000	150,600
定員101～130名	164,600	181,200
定員131～160名	190,700	209,800
定員161～190名	216,700	238,300
定員191～220名	240,800	264,800
定員221～250名	266,700	293,300
定員251名以上	296,400	326,000
特殊附帯工事	11,380	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	39	
定員21～30名	30	
定員31～40名	26	
定員41～70名	22	
定員71～100名	18	
定員101～130名	14	
定員131～160名	13	
定員161名以上	13	
土地借料加算	33,800	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	10,760	11,830

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-3 [9の表の①に基づく保育所等施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表  
(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	73,400	80,900
定員21～30名	77,000	84,800
定員31～40名	89,600	98,600
定員41～70名	102,100	112,300
定員71～100名	132,700	145,800
定員101～130名	159,400	175,500
定員131～160名	184,700	203,100
定員161～190名	209,800	230,700
定員191～220名	233,200	256,400
定員221～250名	258,200	284,000
定員251名以上	287,000	315,600
特殊附帯工事	11,020	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	38	
定員21～30名	30	
定員31～40名	26	
定員41～70名	22	
定員71～100名	18	
定員101～130名	14	
定員131～160名	13	
定員161名以上	13	
土地借料加算	32,800	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	10,420	11,460

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-3 [9の表の①に基づく保育所等施設整備事業:定額(3/4相当)]

## 交付基準額表

## ■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	1,518	1,670
定員21～30名	1,723	1,893
定員31～40名	2,296	2,525
定員41～70名	2,888	3,178
定員71～100名	4,074	4,482
定員101～130名	4,890	5,380
定員131～160名	6,113	6,724
定員161～190名	7,335	8,070
定員191～220名	8,558	9,413
定員221～250名	9,782	10,760
定員251名以上	11,004	12,105

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

## ■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	2,704	2,975
定員21～30名	3,301	3,629
定員31～40名	4,001	4,401
定員41～70名	5,557	6,113
定員71～100名	8,337	9,170
定員101～130名	10,003	11,004
定員131～160名	12,506	13,756
定員161～190名	13,673	15,040
定員191～220名	15,952	17,547
定員221～250名	18,231	20,053
定員251名以上	20,509	22,560

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-3 [9の表の①に基づく保育所等施設整備事業:定額(3/4相当)]

## 交付基準額表

## ■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	1,470	1,617
定員21～30名	1,668	1,833
定員31～40名	2,223	2,445
定員41～70名	2,796	3,077
定員71～100名	3,944	4,339
定員101～130名	4,734	5,209
定員131～160名	5,918	6,510
定員161～190名	7,101	7,813
定員191～220名	8,285	9,113
定員221～250名	9,470	10,417
定員251名以上	10,653	11,719

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

## ■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	2,618	2,880
定員21～30名	3,196	3,514
定員31～40名	3,874	4,261
定員41～70名	5,380	5,918
定員71～100名	8,071	8,878
定員101～130名	9,684	10,653
定員131～160名	12,107	13,317
定員161～190名	13,237	14,560
定員191～220名	15,443	16,987
定員221～250名	17,649	19,413
定員251名以上	19,854	21,840

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-4 [9の表の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

## 交付基準額表

## ■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	55,600	61,100
定員21～30名	58,300	64,100
定員31～40名	67,800	74,500
定員41～70名	77,300	85,100
定員71～100名	100,400	110,400
定員101～130名	120,700	132,800
定員131～160名	139,700	153,800
定員161～190名	158,800	174,600
定員191～220名	176,600	194,200
定員221～250名	195,500	215,200
定員251名以上	217,300	238,900
特殊附帯工事	8,370	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	29	
定員21～30名	21	
定員31～40名	18	
定員41～70名	15	
定員71～100名	12	
定員101～130名	10	
定員131～160名	10	
定員161名以上	9	
土地借料加算	12,700	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	1,840	1,960

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-4 [9の表の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

## 交付基準額表

## ■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	53,900	59,200
定員21～30名	56,500	62,100
定員31～40名	65,700	72,200
定員41～70名	74,900	82,400
定員71～100名	97,200	106,900
定員101～130名	116,900	128,600
定員131～160名	135,300	148,900
定員161～190名	153,800	169,100
定員191～220名	171,000	188,000
定員221～250名	189,300	208,400
定員251名以上	210,400	231,300
特殊附帯工事	8,110	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	29	
定員21～30名	21	
定員31～40名	18	
定員41～70名	15	
定員71～100名	12	
定員101～130名	10	
定員131～160名	10	
定員161名以上	9	
土地借料加算	12,300	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	1,790	1,900

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 平成28年度に交付決定した事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-4 [9の表の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	73,400	80,700
定員21～30名	77,000	84,700
定員31～40名	89,500	98,500
定員41～70名	102,100	112,300
定員71～100名	132,500	145,900
定員101～130名	159,300	175,600
定員131～160名	184,400	203,000
定員161～190名	209,600	230,700
定員191～220名	233,000	256,200
定員221～250名	258,100	283,900
定員251名以上	286,800	315,400
特殊附帯工事	11,060	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	29	
定員21～30名	21	
定員31～40名	18	
定員41～70名	15	
定員71～100名	12	
定員101～130名	10	
定員131～160名	10	
定員161名以上	9	
土地借料加算	16,600	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,390	2,600

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-4 [9の表の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	71,100	78,200
定員21～30名	74,600	82,000
定員31～40名	86,700	95,400
定員41～70名	98,900	108,800
定員71～100名	128,300	141,300
定員101～130名	154,300	170,000
定員131～160名	178,600	196,600
定員161～190名	203,000	223,400
定員191～220名	225,600	248,100
定員221～250名	249,900	274,900
定員251名以上	277,700	305,400
特殊附帯工事	10,710	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	29	
定員21～30名	21	
定員31～40名	18	
定員41～70名	15	
定員71～100名	12	
定員101～130名	10	
定員131～160名	10	
定員161名以上	9	
土地借料加算	16,100	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,320	2,520

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-4 [9の表の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表  
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本體工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	55,600	61,100
定員21～30名	58,300	64,100
定員31～40名	67,800	74,500
定員41～70名	77,300	85,100
定員71～100名	100,400	110,400
定員101～130名	120,700	132,800
定員131～160名	139,700	153,800
定員161～190名	158,800	174,600
定員191～220名	176,600	194,200
定員221～250名	195,500	215,200
定員251名以上	217,300	238,900
特殊附帯工事	8,370	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	29	
定員21～30名	21	
定員31～40名	18	
定員41～70名	15	
定員71～100名	12	
定員101～130名	10	
定員131～160名	10	
定員161名以上	9	
土地借料加算	24,700	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	7,890	8,670

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-4 [9の表の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表  
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本體工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	53,900	59,200
定員21～30名	56,500	62,100
定員31～40名	65,700	72,200
定員41～70名	74,900	82,400
定員71～100名	97,200	106,900
定員101～130名	116,900	128,600
定員131～160名	135,300	148,900
定員161～190名	153,800	169,100
定員191～220名	171,000	188,000
定員221～250名	189,300	208,400
定員251名以上	210,400	231,300
特殊附帯工事	8,110	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	29	
定員21～30名	21	
定員31～40名	18	
定員41～70名	15	
定員71～100名	12	
定員101～130名	10	
定員131～160名	10	
定員161名以上	9	
土地借料加算	24,000	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	7,640	8,400

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-4 [9の表の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	73,400	80,700
定員21～30名	77,000	84,700
定員31～40名	89,500	98,500
定員41～70名	102,100	112,300
定員71～100名	132,500	145,900
定員101～130名	159,300	175,600
定員131～160名	184,400	203,000
定員161～190名	209,600	230,700
定員191～220名	233,000	256,200
定員221～250名	258,100	283,900
定員251名以上	286,800	315,400
特殊附帯工事	11,060	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	29	
定員21～30名	21	
定員31～40名	18	
定員41～70名	15	
定員71～100名	12	
定員101～130名	10	
定員131～160名	10	
定員161名以上	9	
土地借料加算	32,500	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	10,210	11,560

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-4 [9の表の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	71,100	78,200
定員21～30名	74,600	82,000
定員31～40名	86,700	95,400
定員41～70名	98,900	108,800
定員71～100名	128,300	141,300
定員101～130名	154,300	170,000
定員131～160名	178,600	196,600
定員161～190名	203,000	223,400
定員191～220名	225,600	248,100
定員221～250名	249,900	274,900
定員251名以上	277,700	305,400
特殊附帯工事	10,710	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	29	
定員21～30名	21	
定員31～40名	18	
定員41～70名	15	
定員71～100名	12	
定員101～130名	10	
定員131～160名	10	
定員161名以上	9	
土地借料加算	31,500	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	9,890	11,200

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-4 [9の表の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

## 交付基準額表

## ■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,113	1,226	1,468	1,617
定員21～30名	1,263	1,389	1,667	1,834
定員31～40名	1,683	1,852	2,223	2,445
定員41～70名	2,118	2,330	2,797	3,076
定員71～100名	2,987	3,288	3,943	4,338
定員101～130名	3,586	3,945	4,733	5,207
定員131～160名	4,483	4,931	5,918	6,509
定員161～190名	5,379	5,918	7,101	7,811
定員191～220名	6,276	6,904	8,285	9,113
定員221～250名	7,173	7,892	9,469	10,416
定員251名以上	8,069	8,877	10,652	11,717

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

## ■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,982	2,181	2,617	2,878
定員21～30名	2,420	2,663	3,196	3,514
定員31～40名	2,933	3,227	3,872	4,260
定員41～70名	4,075	4,483	5,379	5,918
定員71～100名	6,113	6,724	8,069	8,876
定員101～130名	7,336	8,069	9,684	10,652
定員131～160名	9,172	10,087	12,105	13,315
定員161～190名	10,027	11,029	13,234	14,560
定員191～220名	11,698	12,868	15,441	16,985
定員221～250名	13,369	14,706	17,647	19,412
定員251名以上	15,040	16,545	19,854	21,839

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-4 [9の表の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

## 交付基準額表

## ■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,078	1,187	1,422	1,566
定員21～30名	1,223	1,345	1,614	1,776
定員31～40名	1,630	1,793	2,152	2,367
定員41～70名	2,051	2,256	2,708	2,978
定員71～100名	2,892	3,183	3,818	4,200
定員101～130名	3,472	3,819	4,582	5,041
定員131～160名	4,340	4,774	5,729	6,302
定員161～190名	5,208	5,729	6,875	7,562
定員191～220名	6,076	6,684	8,021	8,822
定員221～250名	6,944	7,640	9,167	10,084
定員251名以上	7,812	8,594	10,312	11,343

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

## ■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,919	2,112	2,534	2,787
定員21～30名	2,343	2,578	3,094	3,402
定員31～40名	2,840	3,124	3,749	4,124
定員41～70名	3,945	4,340	5,208	5,729
定員71～100名	5,918	6,510	7,812	8,593
定員101～130名	7,102	7,812	9,375	10,312
定員131～160名	8,879	9,765	11,719	12,890
定員161～190名	9,707	10,677	12,812	14,095
定員191～220名	11,325	12,457	14,948	16,443
定員221～250名	12,942	14,237	17,084	18,792
定員251名以上	14,560	16,017	19,220	21,142

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-5 [8の(2)アに基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(1/2相当)]

## 交付基準額表

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	35,300
定員21～30名	37,000
定員31～40名	43,100
定員41～70名	49,200
定員71～100名	63,800
定員101～130名	76,900
定員131～160名	88,900
定員161～190名	101,100
定員191～220名	112,300
定員221～250名	124,300
定員251名以上	138,200

- ※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	46,500
定員21～30名	48,900
定員31～40名	57,000
定員41～70名	64,800
定員71～100名	84,200
定員101～130名	101,500
定員131～160名	117,400
定員161～190名	133,400
定員191～220名	148,200
定員221～250名	164,100
定員251名以上	182,400

- ※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-5 [8の(2)アに基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(1/2相当)]

## 交付基準額表

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	34,200
定員21～30名	35,900
定員31～40名	41,800
定員41～70名	47,700
定員71～100名	61,800
定員101～130名	74,500
定員131～160名	86,100
定員161～190名	97,900
定員191～220名	108,800
定員221～250名	120,400
定員251名以上	133,800

- ※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※4 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	45,100
定員21～30名	47,400
定員31～40名	55,200
定員41～70名	62,800
定員71～100名	81,600
定員101～130名	98,300
定員131～160名	113,700
定員161～190名	129,200
定員191～220名	143,500
定員221～250名	158,900
定員251名以上	176,600

- ※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※4 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。



別表2-5 [8の(2)アに基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(1/2相当)]

## 交付基準額表

## ■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	707	934
定員21～30名	803	1,059
定員31～40名	1,071	1,414
定員41～70名	1,348	1,778
定員71～100名	1,900	2,510
定員101～130名	2,280	3,012
定員131～160名	2,852	3,765
定員161～190名	3,423	4,518
定員191～220名	3,994	5,273
定員221～250名	4,564	6,025
定員251名以上	5,136	6,777

※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

## ■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	1,262	1,666
定員21～30名	1,540	2,032
定員31～40名	1,867	2,463
定員41～70名	2,592	3,423
定員71～100名	3,891	5,136
定員101～130名	4,668	6,162
定員131～160名	5,835	7,703
定員161～190名	6,379	8,421
定員191～220名	7,444	9,825
定員221～250名	8,507	11,229
定員251名以上	9,571	12,633

※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-5 [8の(2)アに基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(1/2相当)]

## 交付基準額表

## ■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	685	905
定員21～30名	778	1,026
定員31～40名	1,037	1,369
定員41～70名	1,305	1,722
定員71～100名	1,840	2,430
定員101～130名	2,208	2,916
定員131～160名	2,761	3,645
定員161～190名	3,314	4,374
定員191～220名	3,867	5,105
定員221～250名	4,419	5,833
定員251名以上	4,972	6,561

※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

## ■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	1,222	1,613
定員21～30名	1,491	1,968
定員31～40名	1,808	2,385
定員41～70名	2,510	3,314
定員71～100名	3,767	4,972
定員101～130名	4,519	5,966
定員131～160名	5,649	7,457
定員161～190名	6,176	8,152
定員191～220名	7,207	9,512
定員221～250名	8,236	10,871
定員251名以上	9,266	12,230

※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-6 [9の表の①に基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(3/4相当)]

## 交付基準額表

## ■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	53,000
定員21～30名	55,600
定員31～40名	64,600
定員41～70名	73,800
定員71～100名	95,700
定員101～130名	115,100
定員131～160名	133,500
定員161～190名	151,700
定員191～220名	168,500
定員221～250名	186,700
定員251名以上	207,300

- ※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分定員規模に該当する基準額とすること。  
 ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

## ■解体撤去工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	1,061
定員21～30名	1,205
定員31～40名	1,607
定員41～70名	2,022
定員71～100名	2,852
定員101～130名	3,423
定員131～160名	4,279
定員161～190名	5,136
定員191～220名	5,991
定員221～250名	6,847
定員251名以上	7,703

- ※1 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

## ■仮施設整備工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	1,892
定員21～30名	2,310
定員31～40名	2,800
定員41～70名	3,890
定員71～100名	5,836
定員101～130名	7,002
定員131～160名	8,753
定員161～190名	9,570
定員191～220名	11,166
定員221～250名	12,761
定員251名以上	14,356

- ※1 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-6 [9の表の①に基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(3/4相当)]

## 交付基準額表

## ■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	51,400
定員21～30名	53,900
定員31～40名	62,600
定員41～70名	71,500
定員71～100名	92,700
定員101～130名	111,500
定員131～160名	129,300
定員161～190名	146,900
定員191～220名	163,200
定員221～250名	180,800
定員251名以上	200,700

- ※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分定員規模に該当する基準額とすること。  
 ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

## ■解体撤去工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	1,028
定員21～30名	1,167
定員31～40名	1,556
定員41～70名	1,958
定員71～100名	2,761
定員101～130名	3,314
定員131～160名	4,143
定員161～190名	4,972
定員191～220名	5,800
定員221～250名	6,629
定員251名以上	7,457

- ※1 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※2 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

## ■仮施設整備工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	1,832
定員21～30名	2,237
定員31～40名	2,711
定員41～70名	3,766
定員71～100名	5,650
定員101～130名	6,779
定員131～160名	8,474
定員161～190名	9,265
定員191～220名	10,810
定員221～250名	12,354
定員251名以上	13,898

- ※1 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※2 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-7 [9の表の②③に基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■本体工事費		単位:千円
	基準額(1施設当たり)	
定員20名以下	38,900	
定員21～30名	40,700	
定員31～40名	47,400	
定員41～70名	54,100	
定員71～100名	70,200	
定員101～130名	84,400	
定員131～160名	97,900	
定員161～190名	111,200	
定員191～220名	123,500	
定員221～250名	136,900	
定員251名以上	152,100	

- ※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費		単位:千円
	基準額(1施設当たり)	
定員20名以下	51,200	
定員21～30名	53,800	
定員31～40名	62,700	
定員41～70名	71,300	
定員71～100名	92,700	
定員101～130名	111,500	
定員131～160名	129,100	
定員161～190名	146,700	
定員191～220名	163,100	
定員221～250名	180,600	
定員251名以上	200,800	

- ※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-7 [9の表の②③に基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■本体工事費		単位:千円
	基準額(1施設当たり)	
定員20名以下	37,700	
定員21～30名	39,400	
定員31～40名	45,900	
定員41～70名	52,400	
定員71～100名	68,000	
定員101～130名	81,800	
定員131～160名	94,800	
定員161～190名	107,700	
定員191～220名	119,600	
定員221～250名	132,600	
定員251名以上	147,300	

- ※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※4 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費		単位:千円
	基準額(1施設当たり)	
定員20名以下	49,600	
定員21～30名	52,100	
定員31～40名	60,700	
定員41～70名	69,100	
定員71～100名	89,800	
定員101～130名	108,000	
定員131～160名	125,000	
定員161～190名	142,100	
定員191～220名	157,900	
定員221～250名	174,900	
定員251名以上	194,400	

- ※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※4 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-7 [9の表の②③に基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

## 交付基準額表

## ■解体撤去工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	778	1,028
定員21～30名	884	1,167
定員31～40名	1,178	1,555
定員41～70名	1,483	1,957
定員71～100名	2,090	2,761
定員101～130名	2,510	3,312
定員131～160名	3,136	4,142
定員161～190名	3,765	4,970
定員191～220名	4,393	5,799
定員221～250名	5,022	6,627
定員251名以上	5,648	7,456

※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

## ■仮施設整備工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	1,388	1,832
定員21～30名	1,694	2,236
定員31～40名	2,053	2,709
定員41～70名	2,852	3,765
定員71～100名	4,279	5,648
定員101～130名	5,136	6,777
定員131～160名	6,419	8,472
定員161～190名	7,018	9,262
定員191～220名	8,188	10,809
定員221～250名	9,357	12,352
定員251名以上	10,528	13,896

※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-7 [9の表の②③に基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

## 交付基準額表

## ■解体撤去工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	754	996
定員21～30名	856	1,130
定員31～40名	1,141	1,506
定員41～70名	1,436	1,895
定員71～100名	2,024	2,673
定員101～130名	2,430	3,207
定員131～160名	3,036	4,010
定員161～190名	3,645	4,812
定員191～220名	4,253	5,614
定員221～250名	4,862	6,416
定員251名以上	5,468	7,218

※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

## ■仮施設整備工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	1,344	1,774
定員21～30名	1,640	2,165
定員31～40名	1,988	2,623
定員41～70名	2,761	3,645
定員71～100名	4,143	5,468
定員101～130名	4,972	6,561
定員131～160名	6,214	8,202
定員161～190名	6,794	8,967
定員191～220名	7,927	10,464
定員221～250名	9,059	11,958
定員251名以上	10,192	13,453

※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-8 [8の(3)アに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(2/3相当)]

## 交付基準額表

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	67,400	74,200
特殊附帯工事	10,220	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	35	
土地借料加算	15,200	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,160	2,390

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	89,000	98,000
特殊附帯工事	13,400	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	35	
土地借料加算	20,200	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,830	3,150

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-8 [8の(3)アに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(2/3相当)]

## 交付基準額表

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	65,300	71,900
特殊附帯工事	9,900	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	34	
土地借料加算	14,800	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,100	2,320

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	86,200	94,900
特殊附帯工事	12,980	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	34	
土地借料加算	19,600	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,740	3,050

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-8 [8の(3)アに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表  
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	67,400	74,200
特殊附帯工事	10,220	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
土地借料加算	35	
定期借地権設定のための一時金加算	30,000	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	9,570	10,530

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	89,000	98,000
特殊附帯工事	13,400	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
土地借料加算	35	
定期借地権設定のための一時金加算	39,600	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	12,470	13,850

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-8 [8の(3)アに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表  
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	65,300	71,900
特殊附帯工事	9,900	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
土地借料加算	34	
定期借地権設定のための一時金加算	29,100	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	9,270	10,200

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	86,200	94,900
特殊附帯工事	12,980	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
土地借料加算	34	
定期借地権設定のための一時金加算	38,400	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	12,080	13,410

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-8 [8の(3)アに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(2/3相当)]

## 交付基準額表

## ■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,349	1,485	1,780	1,959

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

## ■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,403	2,645	3,172	3,489

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-8 [8の(3)アに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(2/3相当)]

## 交付基準額表

## ■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,306	1,438	1,724	1,897

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

## ■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,327	2,561	3,071	3,378

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-9 [8の(3)イに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(1/2相当)]

## 交付基準額表

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	50,500	55,600
特殊附帯工事	7,600	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	26	
土地借料加算	11,400	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	1,630	1,840

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	66,800	73,500
特殊附帯工事	9,990	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	26	
土地借料加算	15,000	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,160	2,390

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-9 [8の(3)イに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(1/2相当)]

## 交付基準額表

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	48,900	53,900
特殊附帯工事	7,360	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	26	
土地借料加算	11,100	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	1,580	1,790

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	64,700	71,200
特殊附帯工事	9,680	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	26	
土地借料加算	14,600	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,100	2,320

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。



別表2-9 [8の(3)イに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表  
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費		単位:千円	
	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	50,500	55,600	
特殊附帯工事	7,600		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
	26		
土地借料加算	22,500		
定期借地権設定のための一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)		
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部	
	7,170	7,890	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費		単位:千円	
	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	66,800	73,500	
特殊附帯工事	9,990		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
	26		
土地借料加算	29,600		
定期借地権設定のための一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)		
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部	
	9,570	10,210	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-9 [8の(3)イに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表  
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費		単位:千円	
	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	48,900	53,900	
特殊附帯工事	7,360		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
	26		
土地借料加算	21,800		
定期借地権設定のための一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)		
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部	
	6,950	7,640	

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※6 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費		単位:千円	
	基準額(1施設当たり)		
	標準	都市部	
定員20名以下	64,700	71,200	
特殊附帯工事	9,680		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
	26		
土地借料加算	28,700		
定期借地権設定のための一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)		
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部	
	9,270	9,890	

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※6 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-9 [8の(3)イに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(1/2相当)]

## 交付基準額表

## ■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,012	1,113	1,335	1,469

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

## ■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,802	1,983	2,378	2,617

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-9 [8の(3)イに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(1/2相当)]

## 交付基準額表

## ■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	980	1,078	1,293	1,423

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

## ■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,745	1,920	2,303	2,534

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-10 [9の表の①に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(3/4相当)]

## 交付基準額表

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
■本体工事費	単位:千円	
定員20名以下	75,800	83,500
特殊附帯工事	11,380	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	39	
土地借料加算	17,200	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,490	2,720

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※6 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-10 [9の表の①に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(3/4相当)]

## 交付基準額表

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
■本体工事費	単位:千円	
定員20名以下	73,400	80,900
特殊附帯工事	11,020	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	38	
土地借料加算	16,700	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,420	2,640

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※6 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-10 [9の表の①に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表  
(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	75,800	83,500
特殊附帯工事	11,380	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	39	
土地借料加算	33,800	
定期借地権設定のための一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	10,760	11,830

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※6 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-10 [9の表の①に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表  
(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	73,400	80,900
特殊附帯工事	11,020	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	38	
土地借料加算	32,800	
定期借地権設定のための一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	10,420	11,460

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※6 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-10 [9の表の①に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(3/4相当)]

## 交付基準額表

■解体撤去工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	1,518	1,670

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	2,704	2,975

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-10 [9の表の①に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(3/4相当)]

## 交付基準額表

■解体撤去工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	1,470	1,617

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	2,618	2,880

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-11 [9の表の②③に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

## 交付基準額表

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
■本體工事費	単位:千円	
定員20名以下	55,600	61,100
特殊附帯工事	8,370	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	29	
土地借料加算	12,700	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	1,840	1,960

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎓以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
■本體工事費	単位:千円	
定員20名以下	73,400	80,700
特殊附帯工事	11,060	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	29	
土地借料加算	16,600	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,390	2,600

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎓以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-11 [9の表の②③に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

## 交付基準額表

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
■本體工事費	単位:千円	
定員20名以下	53,900	59,200
特殊附帯工事	8,110	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	29	
土地借料加算	12,300	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	1,790	1,900

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎓以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
■本體工事費	単位:千円	
定員20名以下	71,100	78,200
特殊附帯工事	10,710	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	29	
土地借料加算	16,100	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,320	2,520

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎓以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-11 [9の表の②③に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表  
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費 <span style="float: right;">単位:千円</span>		
	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	55,600	61,100
特殊附帯工事	8,370	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
土地借料加算	29	
土地借料加算	24,700	
定期借地権設定のための一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	7,890	8,670

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費 <span style="float: right;">単位:千円</span>		
	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	73,400	80,700
特殊附帯工事	11,060	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
土地借料加算	29	
土地借料加算	32,500	
定期借地権設定のための一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	10,210	11,560

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-11 [9の表の②③に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表  
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費 <span style="float: right;">単位:千円</span>		
	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	53,900	59,200
特殊附帯工事	8,110	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
土地借料加算	29	
土地借料加算	24,000	
定期借地権設定のための一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	7,640	8,400

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※6 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費 <span style="float: right;">単位:千円</span>		
	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	71,100	78,200
特殊附帯工事	10,710	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
土地借料加算	29	
土地借料加算	31,500	
定期借地権設定のための一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	9,890	11,200

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※6 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-11 [9の表の②③に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

## 交付基準額表

■解体撤去工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,113	1,226	1,468	1,617

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,982	2,181	2,617	2,878

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-11 [9の表の②③に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

## 交付基準額表

■解体撤去工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,078	1,187	1,422	1,566

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,919	2,112	2,534	2,787

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。



別紙1  
(様式1-1)

第 年 月 号  
年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

市町村の長 印

平成\_\_年度保育所等整備交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- |   |         |        |             |
|---|---------|--------|-------------|
| 1 | 申請額     | 金      | _____円      |
| 2 | 整備計画等概要 | 別紙のとおり | (別紙1 様式1-2) |
| 3 | 申請額算出内訳 | 別紙のとおり | (別紙1 様式1-3) |

(添付書類)

- ・市町村の歳入歳出予算書(見込書)抄本

(注) 厚生労働省本省にて明許繰越を行った事業については、「平成 年度」の後に「(平成 年度からの繰越分)」と明記すること。

別紙1  
(様式1-1)

第 年 月 号  
年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

市町村の長 印

平成29年度保育所等整備交付金(平成29年度補正予算分)の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- |   |         |        |             |
|---|---------|--------|-------------|
| 1 | 申請額     | 金      | _____円      |
| 2 | 整備計画概要  | 別紙のとおり | (別紙1 様式1-2) |
| 3 | 設置計画概要  | 別紙のとおり | (別紙1 様式1-3) |
| 4 | 防犯計画概要  | 別紙のとおり | (別紙1 様式1-4) |
| 5 | 申請額算出内訳 | 別紙のとおり | (別紙1 様式1-5) |

(添付書類)

- ・市町村の歳入歳出予算書(見込書)抄本

(注) 前年度からの繰越を行った事業については、「平成 年度」の後に「(平成 年度からの繰越分)」と明記すること。

別紙1  
(様式1-2)

保育所等整備計画書・防音壁設置計画書・防犯対策強化整備計画書

市町村名： 県 市

整備計画等の概要

(単位：千円)

施設名	施設種別	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の支出予定額	交付金申請額	年次計画	抵当権設定の有無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
合計								

(注) 抵当権設定の有無は、防音壁整備事業及び防犯対策強化整備事業以外の場合に記入すること。

別紙1  
(様式1-2)

平成29年度保育所等整備計画書

市町村名： 県 市

1. 設置計画の概要

施設名	施設種別	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の支出予定額	交付金申請額	年次計画	抵当権設定の有無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
合計								

2. 保育提供区域ごとの保育所等の整備に関する目標

保育提供区域		整備目標		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
	目標値(人)			
	拡大量(人)			
	目標値(人)			
	拡大量(人)			
	目標値(人)			
	拡大量(人)			
	目標値(人)			
	拡大量(人)			
	目標値(人)			
	拡大量(人)			

3. 管内における保育所等の定員・現員・待機児童数

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
定員				
現員				
待機児童数				

## 様式1-2 記入要領

市町村名の欄には、都道府県名も合わせて記入すること。

### ＜整備計画等の概要＞

整備予定の保育所、認定こども園等について「施設名」・「施設種別」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の支出予定額」・「交付金申請額」・「年次計画」・「抵当権設定の有無」を記入すること。

※「施設種別」：整備後の施設種別（保育所、保育所分園、幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園、幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園、小規模保育事業所の別）を記入すること。

※「整備区分」：創設・増築・増改築・改築・大規模修繕等・民老・防音壁整備・外構（防犯対策強化整備のための門、フェンス等の外構の設置、修繕等の場合）・非常通報装置等（防犯対策強化整備のための非常通報装置等の設置の場合）

※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し、記入すること。

※「年次計画」：単年度事業の場合は「単年度」、継続事業の場合は「平成\_\_年度●●%～平成\_\_年度●●%」と記入すること。

※「抵当権設定の有無」：平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の（1）に規定する抵当権の設定の有無について、○を付すこと。

※1つの施設で複数の整備区分がある場合でも、1つを記入し、整備区分については、主たる整備区分（整備計画に基づく主な整備目的）を記入すること。

## 様式1-2 記入要領

市町村名の欄には、都道府県名も合わせて記入すること。

### 1. 整備計画の概要

整備予定の保育所等について「施設名」・「施設種別」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の実支出（予定）額」・「交付金申請額」・「年次計画」・「抵当権設定の有無」を記入すること。

※「施設種別」：保育所、保育所分園、幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園、幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園、小規模保育事業所の別を記入すること。

※「整備区分」：創設・増築・増改築・改築・大規模修繕等・民老

※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し、記入すること。

※「年次計画」：単年度事業の場合は「単年度」、継続事業の場合は「平成29年度●●%～平成30年度●●%」と記入すること。

※「抵当権設定の有無」：平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の（1）に規定する抵当権の設定の有無について、○を付すこと。

※1つの施設で複数の整備区分がある場合でも、1つを記入し、整備区分については、主たる整備区分（整備計画に基づく主な整備目的）を記入すること。

### 2. 保育提供区域ごとの保育所等の整備に関する目標

※「保育提供区域」：地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、保育所の整備状況等を総合的に勘案して市町村が定める区域。

※「目標値」：保育提供区域ごとに、潜在需要を含む保育需要に対応するために必要な保育所等・保育所機能部分・小規模保育事業所の整備目標。

※「拡大量」：目標値の達成より拡大が見込まれる保育所等・保育所機能部分・小規模保育事業所の定員増数。

※必要に応じ、資料を添付すること。

### 3. 管内における保育所等の定員・現員・待機児童数

各年度の4月1日現在の人数を記入すること。



### 様式1-3 記入要領

市町村名の欄には、都道府県名も合わせて記入すること。

#### 1. 設置計画の概要

整備予定の保育所等について「施設名」・「施設種別」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の実支出（予定）額」・「交付金申請額」を記入すること。

※「施設種別」：保育所、保育所分園、幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園、幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園、小規模保育事業所の別を記入すること。

※「整備区分」：防音壁整備と記入すること。

※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し、記入すること。

#### 2. 整備の目的

※防音壁の設置について、市町村がその必要性を認めた理由を記入すること。（経緯、現状、設置による効果等を具体的に記入すること。）



## 様式1-4 記入要領

市町村名の欄には、都道府県名も合わせて記入すること。

### 1. 防犯計画の概要

整備予定の保育所等について「施設名」・「施設種別」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の実支出（予定）額」・「交付金申請額」を記入すること。

※「施設種別」：保育所、保育所分園、幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園、小規模保育事業所の別を記入すること。

※「整備区分」：門、フェンス等の外構の設置、修繕等の場合は「外構」、非常通報装置等の設置の場合は「非常通報装置等」と記入すること。

※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し、記入すること。

### 2. 整備の目的

※防犯対策の強化に係る整備について、市町村がその必要性を認めた理由を記入すること。（経緯、現状、整備による効果等を具体的に記入すること。）





別紙2  
(様式1-1)

第 年 月 日  
号

地方厚生(支)局長 殿

市町村の長 印

平成\_\_年度保育所等整備交付金の事業実績報告について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成\_\_年度保育所等整備交付金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- |   |                          |                   |   |
|---|--------------------------|-------------------|---|
| 1 | 精算額                      | 金                 | 円 |
| 2 | 整備計画等実績の概要               | 別紙のとおり(別紙2 様式1-2) |   |
| 3 | 精算額算出内訳                  | 別紙のとおり(別紙2 様式1-3) |   |
| 4 | 事業実績報告書                  | 別紙のとおり(別紙2 様式1-4) |   |
| 5 | 市町村及び設置主体の歳入歳出決算書(見込書)抄本 |                   |   |

(添付書類)

- ・市町村の歳入歳出予算書(見込書)抄本

(注) 厚生労働省本省にて明許繰越を行った事業については、「平成 年度」の後に「(平成 年度からの繰越分)」と明記すること。

別紙2  
(様式1-1)

第 年 月 日  
号

地方厚生(支)局長 殿

市町村の長 印

平成 29 年度保育所等整備交付金(平成 29 年度補正予算分)の事業実績報告について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 29 年度保育所等整備交付金(平成 29 年度補正予算分)に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- |   |                          |                   |   |
|---|--------------------------|-------------------|---|
| 1 | 精算額                      | 金                 | 円 |
| 2 | 整備計画実績の概要                | 別紙のとおり(別紙2 様式1-2) |   |
| 3 | 設置計画実績の概要                | 別紙のとおり(別紙2 様式1-3) |   |
| 4 | 防犯計画実績の概要                | 別紙のとおり(別紙2 様式1-4) |   |
| 5 | 精算額算出内訳                  | 別紙のとおり(別紙2 様式1-5) |   |
| 6 | 事業実績報告書                  | 別紙のとおり(別紙2 様式1-6) |   |
| 7 | 市町村及び設置主体の歳入歳出決算書(見込書)抄本 |                   |   |

(添付書類)

- ・市町村の歳入歳出予算書(見込書)抄本

(注) 前年度からの繰越を行った事業については、「平成 年度」の後に「(平成 年度からの繰越分)」と明記すること。

別紙2

(様式1-2)

保育所等整備計画・防音壁設置計画・防犯対策強化整備計画実績の概要

市町村名： 県 市

(単位：千円)

1. 整備計画等実績の概要

施設名	施設種別	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の実支出額	交付金精算額	年次計画	抵当権設定の有無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
合計								

(注) 抵当権の設定を証明できる書類(登記簿の写し等)を添付すること。

(注) 抵当権設定の有無は、防音壁整備事業及び防犯対策強化整備事業以外の場合に記入すること。

2. 整備計画等と実績との比較及び進捗状況

Empty box for comparison and progress status.

別紙2

(様式1-2)

平成29年度保育所等整備計画実績の概要

市町村名： 県 市

1. 整備計画実績の概要

施設名	施設種別	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の実支出額	交付金精算額	年次計画	抵当権設定の有無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
合計								

(注) 抵当権の設定を証明できる書類(登記簿の写し等)を添付すること。

2. 保育提供区域ごとの保育所等の整備に関する目標

保育提供区域	整備目標		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度
目標値(人)			
	拡大量(人)		
目標値(人)			
	拡大量(人)		
目標値(人)			
	拡大量(人)		
目標値(人)			
	拡大量(人)		
目標値(人)			
	拡大量(人)		

3. 整備計画と実績との比較及び進捗状況

Empty box for comparison and progress status.

(削除)

別紙2  
(様式1-3)

平成29年度防音壁設置計画実績の概要

市町村名： 県 市

1. 設置計画の概要

施設名	施設種別	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の実支出額	交付金精算額
合計						

2. 整備計画と実績との比較及び進捗状況

--

(削除)

別紙2  
(様式1-4)

平成29年度防犯対策強化整備計画実績の概要

市町村名： 県 市

1. 防犯計画の概要

施設名	施設種別	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の実支出額	交付金精算額
合計						

2. 整備計画と実績との比較及び進捗状況

--

別紙2  
(様式1-2)

平成29年度保育所等整備交付金精算額内訳

区分	施設名	事業費	寄付金その他の収入額等	差引額	対象経費の支出額	適正額	交付基礎額 <small>1.交付基礎額(交付基礎額×0.05) 2.交付基礎額(交付基礎額×0.05)</small>	豪雪地域加算 <small>1.交付基礎額(交付基礎額×0.05) 2.交付基礎額(交付基礎額×0.05)</small>	交付基礎額の算定 <small>1.交付基礎額(交付基礎額×0.05) 2.交付基礎額(交付基礎額×0.05)</small>	算定額合計	交付金基本額	交付金所要額	交付金交付決定額	交付金受入済額	差引 過△不足額
		A	B	C (=A-B)	D (=C-A)	E	F (=E×0.05)	G (=F×0.05)	H (=E+G)	I (=H×0.05)	J	K	L	M	N (=M-N)
80の(1)アに基づく 保育所等 施設整備事業 [定額]2/相当]															
80の(1)イに基づく 施設整備事業 [定額]1/2相当]															
90の表の(3)に基づく 保育所等 施設整備事業 [定額]3/4相当]															
90の表の(2)に基づく 保育所等 施設整備事業 [定額]2/3相当]															
80の(2)に基づく 保育所等 施設整備事業 [定額]1/2相当]															
90の表の(3)に基づく 保育所等 施設整備事業 [定額]3/4相当]															
90の表の(2)に基づく 保育所等 施設整備事業 [定額]2/3相当]															
80の(3)アに基づく 小規模保育事業所 施設整備事業 [定額]5/10相当]															
80の(3)イに基づく 小規模保育事業所 施設整備事業 [定額]1/2相当]															
80の(4)に基づく 防音壁設置事業 [定額]1/2相当]															
80の(5)に基づく 防音対策強化 整備事業 [定額]2/相当]															
80の(6)に基づく 防音対策強化 整備事業 [定額]1/2相当]															

- (1) 工事員賃金等の総括する単位で作成すること  
(2) 右欄には、C欄の額D欄の額と比較して少ない場合は、D欄の金額の不足分を記入すること。(小単位以下切捨て)  
(3) 右欄には、E欄及びF欄の計及びG欄については、F欄の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること  
(4) J欄には、交付決定額を記入すること(千円未満切捨て)  
(5) K欄には、交付決定額と受入済額との差額を記入すること(千円未満切捨て)  
(6) N欄は、J欄の額を記入すること

別紙2  
(様式1-2)

保育所等整備交付金精算額内訳

区分	施設名	事業費	寄付金その他の収入額等	差引額	対象経費の支出額	適正額	交付基礎額の算定				交付金基本額	交付金所要額	交付金交付決定額	交付金受入済額	差引 過△不足額
							交付基礎額 <small>1.交付基礎額(交付基礎額×0.05) 2.交付基礎額(交付基礎額×0.05)</small>	豪雪地域加算 <small>1.交付基礎額(交付基礎額×0.05) 2.交付基礎額(交付基礎額×0.05)</small>	交付基礎額の算定 <small>1.交付基礎額(交付基礎額×0.05) 2.交付基礎額(交付基礎額×0.05)</small>	算定額合計					
		A	B	C (=A-B)	D (=C-A)	E	F (=E×0.05)	G (=F×0.05)	H (=E+G)	I (=H×0.05)	J	K	L	M	N (=M-N)
80の(1)アに基づく 保育所等 施設整備事業 [定額]2/相当]															
80の(1)イに基づく 施設整備事業 [定額]1/2相当]															
90の表の(3)に基づく 保育所等 施設整備事業 [定額]3/4相当]															
90の表の(2)に基づく 保育所等 施設整備事業 [定額]2/3相当]															
80の(2)に基づく 小規模保育事業所 施設整備事業 [定額]5/10相当]															
80の(2)イに基づく 小規模保育事業所 施設整備事業 [定額]1/2相当]															
80の(3)アに基づく 小規模保育事業所 施設整備事業 [定額]5/10相当]															
80の(3)イに基づく 小規模保育事業所 施設整備事業 [定額]1/2相当]															
80の(4)に基づく 防音壁設置事業 [定額]1/2相当]															
80の(5)に基づく 防音対策強化 整備事業 [定額]2/相当]															
80の(6)に基づく 防音対策強化 整備事業 [定額]1/2相当]															

- (1) 工事員賃金等の総括する単位で作成すること  
(2) 右欄には、C欄の額D欄の額と比較して少ない場合は、D欄の金額の不足分を記入すること。(小単位以下切捨て)  
(3) 右欄には、E欄及びF欄の計及びG欄については、F欄の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること  
(4) J欄には、交付決定額を記入すること(千円未満切捨て)  
(5) K欄には、交付決定額と受入済額との差額を記入すること(千円未満切捨て)  
(6) N欄は、J欄の額を記入すること

別紙2  
(様式1-4)

## 事業実績報告書

### 1. 実施施設の概要

- (1) 市町村名
- (2) 施設の名称及び所在地
- (3) 施設種別

(保育所、保育所分園、幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園、幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園、小規模保育事業所の別)

- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 利用定員

現在定員(人)	増加定員(人)	合計(人)

### 2. 施設整備に係る事業内容

#### (1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事費、仮設施設工事費を除く。)

- (ア) 敷地面積
- (イ) 敷地の所有関係(自己所有、借地、買収(予定)地の別)
- (ウ) 施設整備の区分

(創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備、防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備(門、フェンス等の外構の設置、修繕等)、防犯対策の強化に係る整備(非常通報装置等の設置)の別)

- (エ) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_㎡、延面積\_\_\_\_\_㎡
- (オ) 建物の構造 (\_\_\_\_\_造)

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

- (ア) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_㎡、延面積\_\_\_\_\_㎡
- (イ) 建物の構造 (\_\_\_\_\_造)
- (ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分(昭和・平成 年度:国庫・民間・自己資金・その他)

(オ) 処分(取り壊し)年月日

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_㎡、延面積\_\_\_\_\_㎡
- (イ) 建物の構造 (\_\_\_\_\_造)

#### (2) 支出済事業費総額

ア 主体工事費 \_\_\_\_\_円

別紙2  
(様式1-6)

## 事業実績報告書

### 1. 実施施設の概要

- (1) 市町村名
- (2) 施設の名称及び所在地
- (3) 施設種別

(保育所、保育所分園、幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園、幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園、小規模保育事業所の別)

- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 利用定員

現在定員(人)	増加定員(人)	合計(人)

### 2. 施設整備に係る事業内容

#### (1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事費、仮設施設工事費を除く。)

- (ア) 敷地面積
- (イ) 敷地の所有関係(自己所有、借地、買収(予定)地の別)
- (ウ) 施設整備の区分

(創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備、防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備(門、フェンス等の外構の設置、修繕等)、防犯対策の強化に係る整備(非常通報装置等の設置)の別)

- (エ) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_㎡、延面積\_\_\_\_\_㎡
- (オ) 建物の構造 (\_\_\_\_\_造)

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

- (ア) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_㎡、延面積\_\_\_\_\_㎡
- (イ) 建物の構造 (\_\_\_\_\_造)
- (ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分(昭和・平成 年度:国庫・民間・自己資金・その他)

(オ) 処分(取り壊し)年月日

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_㎡、延面積\_\_\_\_\_㎡
- (イ) 建物の構造 (\_\_\_\_\_造)

#### (2) 支出済事業費総額

ア 主体工事費 \_\_\_\_\_円

イ	工事事務費	_____	円
ウ	小計（本体工事費）	_____	円
エ	特殊附帯工事費	_____	円
オ	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費		
	（解体撤去工事費）	_____	円
	（仮設施設整備工事費）	_____	円
カ	その他の工事費	_____	円
キ	合 計	_____	円

（注）工事仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

（3）施行期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 竣工後の事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
  - （ア）着工年月日
  - （イ）完了年月日
- カ 仮設施設工事関係
  - （ア）工事期間
  - （イ）仮設施設の使用期間

（4）その他参考事項

（添付書類）

- ア 請負の場合は、工事請負契約書の写し  
直営の場合は、支払領収書の写し  
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し（仮設施設整備のみ）
- イ 工事完了を確認するに足る検査済証の写し  
（建築基準法第7条第5項又は第18条第18項の規定による検査済証）
- ウ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- エ 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図
- オ 建物内外主要部分の写真
- カ 工事契約金額報告書（別紙2様式1－5）
- キ その他必要な書類

イ	工事事務費	_____	円
ウ	小計（本体工事費）	_____	円
エ	特殊附帯工事費	_____	円
オ	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費		
	（解体撤去工事費）	_____	円
	（仮設施設整備工事費）	_____	円
カ	その他の工事費	_____	円
キ	合 計	_____	円

（注）工事仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

（3）施行期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 竣工後の事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
  - （ア）着工年月日
  - （イ）完了年月日
- カ 仮設施設工事関係
  - （ア）工事期間
  - （イ）仮設施設の使用期間

（4）その他参考事項

（添付書類）

- ア 請負の場合は、工事請負契約書の写し  
直営の場合は、支払領収書の写し  
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し（仮設施設整備のみ）
- イ 工事完了を確認するに足る検査済証の写し  
（建築基準法第7条第5項又は第18条第18項の規定による検査済証）
- ウ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- エ 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図
- オ 建物内外主要部分の写真
- カ 工事契約金額報告書（別紙1－6）
- キ その他必要な書類

別紙2  
(様式1-5)

番 号  
年 月 日

各 市 町 村 長 殿

〇〇法人〇〇会  
理事長 〇〇 〇〇

施工業者  
株式会社△△建設  
代表取締役 △△ △△

### 工 事 契 約 金 額 報 告 書

発注者（委託者）〇〇法人〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△建設は、◇◇◇保育所  
建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、  
交付金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契約年月日	金額
当初〇〇工事請負契約	平成 年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円
設計監理委託契約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円

別紙2  
(様式1-7)

番 号  
年 月 日

各 市 町 村 長 殿

〇〇法人〇〇会  
理事長 〇〇 〇〇

施工業者  
株式会社△△建設  
代表取締役 △△ △△

### 工 事 契 約 金 額 報 告 書

発注者（委託者）〇〇法人〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△建設は、◇◇◇保育所  
建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、  
交付金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契約年月日	金額
当初〇〇工事請負契約	平成 年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円
設計監理委託契約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円



保育所等整備交付金調書

平成\_\_年度 厚生労働省所管

(市町村名) ○○県 ○○市

国		地方公共団体										備考
歳出予算科目 の額 円	交付決定 の額 円	歳入					歳出					
		科目	予算現額 円	収入済額 円	科目	予算現額 円	うち交付金 相当額 円	支出済額 円	うち交付金 相当額 円	翌年度 繰越額 円	うち交付金 相当額 円	
(項)												
(目)												

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予算費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

平成29年度保育所等整備交付金(平成29年度補正予算分)調書

平成29年度 厚生労働省所管

(市町村名) ○○県 ○○市

国		地方公共団体										備考
歳出予算科目 の額 円	交付決定 の額 円	歳入					歳出					
		科目	予算現額 円	収入済額 円	科目	予算現額 円	うち交付金 相当額 円	支出済額 円	うち交付金 相当額 円	翌年度 繰越額 円	うち交付金 相当額 円	
(項)												
(目)												

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予算費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。





別紙6

第 年 月 号  
年 月 日

地方厚生（支）局長 殿

市町村の長 印

平成\_\_年度保育所等整備交付金の年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。

（注） 厚生労働省本省にて明許繰越を行った事業については、「平成 年度」の後に「（平成 年度からの繰越分）」と明記すること。

別紙（略）

別紙6

第 年 月 号  
年 月 日

地方厚生（支）局長 殿

市町村の長 印

平成 29 年度保育所等整備交付金（平成 29 年度補正予算分）の年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。

別紙（略）

別紙 7

第 年 月 日 号

地方厚生（支）局長 殿

市町村の長 印

平成\_\_年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成\_\_年度保育所等整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

- 1 整備計画等内における施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告書による精算額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要交付金等返還相当額）  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 添付書類  
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

（注） 厚生労働省本省にて明許繰越を行った事業については、「平成 年度」の後に「（平成 年度からの繰越分）」と明記すること。

別紙 7

第 年 月 日 号

地方厚生（支）局長 殿

市町村の長 印

平成 29 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 29 年度保育所等整備交付金（平成 29 年度補正予算分）に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

- 1 整備計画又は設置計画内における施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告書による精算額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要交付金等返還相当額）  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 添付書類  
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。